

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和２年度第２回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和２年１０月１日（木）１４：００～１５：１０ 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 ７名／７名中	藤原里佐、菊地秀一、齋藤優希、白取信子、豊田直美、前田元照、横山尚幸 (敬称略)
傍聴者数	３名

議事	概要
１．利用定員の設定について	【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】 本日の会議では ・「利用定員の設定」 ・「認定こども園の整備計画及び認可・認定」 ・「保育所の整備計画及び認可」 ・「事業所内保育事業の整備計画及び認可」 に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。 なお、整備計画の承認と認可については、事業者の資産状況等が含まれること等から非公開で審議することとし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。 【事務局説明】 ○資料１－１「利用定員の設定について」を用いて説明 利用定員の設定を審議いただくのは、表に記載されている１４件の案件で、１件の新設を除いて、全て既存施設からの移行となる。 表の上側の「認定こども園」とある１０件は、保育所や幼稚園から認定こども園に移行することに伴い認可又は認定する施設で、その下に、保育所の設置者の変更が１件、事業所内保育事業の新設が１件、幼稚園の「私学助成」から「施設型給付」への移行２件となっている。 概要を個別にご説明する。表の左端「種別」の欄の一番上、幼保連携型認定こども園、二番目の保育所型認定こども園は、いずれも備考欄に記載のあるとおり保育所からの移行であり、認定こども園化により今回新たに１号定員を設定することとなる。また、２・３号定員については保育所型認定こども園へ移行するエンジェル認定こども園のみ、移行を機に１５人の定員増を予定しているが、その他の園は２・３号定員は現行のままで、そこに１号定員をプラスするという形になっている。 次の幼稚園型認定こども園については、幼稚園からの移行となるが、現在の１号定員を減らした分を２号定員に振り替えることから、施設の定員規模は変わらない形の移行となっている。

次の保育所だが、これは既存の社会福祉法人が運営する保育所が、新たに設立予定の社会福祉法人に設置者を変更するもの。なお、利用定員は現行のままとまっている。

次に、事業所内保育事業だが、今回唯一の新規整備案件で、地域枠 9 名の設定となっている。

最後に幼稚園で、これは私学助成の幼稚園から新制度に移行する幼稚園の定員設定であり、2 園合わせて 1 号定員 405 名の定員設定となっている。

今回設定する利用定員の合計は、下に掲載しているとおり、2・3 号で 909 人、1 号で 655 人分の利用定員を設定する案となっている。

その下の供給量増減数だが、今回設定する利用定員については、そのほとんどが既存施設からの移行等によるものとなっており、既存施設でこれまで設定されていた利用定員については、既に需給計画における供給量に含まれている。そのため、新たに設定する利用定員から、現在の計画で計上している供給量を差し引いた数が、今回の整備による純粋な供給量の増減数となる。

純粋な供給量の増減としては、案どおりの利用定員を設定した場合、2・3 号で合計 44 人分、1 号で合計 95 人分の供給量が増加する。

今回の利用定員の設定に当たってのポイントを大きく 2 点説明する。

まず 1 つ目が、詳しくは資料 1－2 で触れるが、全市的に 2 号の供給量が依然として不足している状況の中、保育所が認定こども園に移行することで、この 2 号供給量が減ることはないのかという点。

そして 2 つ目が、これは今回の案件に限らないが、同じく資料 1－2 に示されているが、全市的に 1 号の供給量は既に需要を満たしている状況の中で、保育所の認定こども園移行によって 1 号の供給量が増えることの是非となる。

まずは 1 点目だが、今回の案件においては、2・3 号定員は現行のままで 1 号定員をプラスしている形になっており、今回の定員設定に伴って 2 号の供給量が減るということはない。

次に 2 点目だが、認定こども園は、保護者の就労形態が変わった場合にも継続して利用できるなど、保育所を利用する方にもメリットがあることから、国は既存施設の認定こども園化を進めていく方針となっており、本市においても、同様にこれを推進しているため、需要を超える 1 号については特例枠としての設定を認めているところである。今回もその考え方を踏襲して定員設定を行いたいと考えている。

○資料 1－2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

次に 2 ページ目の資料 1－2「需給計画の進捗状況について」という表について説明する。こちらは「第 4 次さっぽろ子ども未来プラン」における「保育の需要」と、今回の整備計画を原案のとおり承認をいただいた場合の「供給量」を比較したもの、すなわち需給計画の進捗状況を示した表となっている。

今回の整備計画についてご承認いただいた場合、表の中央上の「令和 2 年度中に決定する供給量の確保方策・量」と記載されている欄において、①の認定こども園、

⑤地域型保育事業新設、⑦その他の数に変動が生じることになる。

そのほかの既存施設の定員変更等も反映した数字として、「①～⑦合計」の欄に記載している、「0歳」から「3～5歳（2号教）」の今年度の増加量は1,792人となる見込みであり、また、1号定員については、213人分減少する見込みとなっている。

また、「①～⑦合計」の欄の横「R3.4 供給量（B）」の右側に、令和3年4月の保育需要の量を「R3.4 ニーズ量（C）」として示している。このニーズ量と供給量の差となっている一番右側の欄の「需給状況（B－C）」としては、0歳、1,2歳、2号教育、1号では全市的には供給量が充足しているものの、2号保育では供給量が不足しており、上から3行目の全市合計の数字で1,167人分が不足している状態である。

2号保育以外の区分では、区ごとのバラつきはあるが、供給量が不足している区分があるため、引き続き、不足している区分の供給量の確保に取り組んでまいりたいと考えている。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○こういった新設や定員増のタイミングで需給バランスを確認するのは良いのだが、子どもの成長に伴って状況が変わっていくことについて、計画上どのように捉えているのか。

→年度ごとの状況の変化も現行計画の数値の中にあらかじめ取り入れている。ただし、理論上の計画値と実態で乖離が発生することもあるため、その場合は中間年度で計画の見直しを検討する。

○実際に各事業を行っている事業者に対しては、計画数値の需給バランスを取るために、どのような働きかけをおこなっているのか。

→既存施設については、毎年、認定こども園への移行に関する意向調査を行っている。また、新規施設の募集については、需給バランスを踏まえて、募集地域の設定などを行っているところ。

○認定こども園へ移行した場合、施設側ではどのようなメリットがあるのか。

→認定こども園は様々な就労形態に対応でき、保護者が利用しやすいため、より選択されやすい施設になるということがメリットとして挙げられる。

○幼稚園が認定こども園へ移行した場合、児童の預かり時間はどうなるのか。

→1号児童については、通常教育時間に加えて、希望者に対して保育所と同程度の預かり保育も提供されることになる。

上記の説明の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。

2. 認定こども園（既存施設から移行）の整備計画及び認可について	【事務局説明】 ○資料2「認定こども園の整備計画及び認可・認定」を用いて説明 既存施設から認定こども園への移行計画について、資料2によりご説明する。 今回ご審議いただく認定こども園は「幼保連携型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」の3類型となっている。 審査案件一覧には、まず、幼保連携型認定こども園へ移行する保育所3件が記載されている。設定する利用定員については、現在の保育所の利用定員をそのままに1号定員をプラスするという形で設定している。従って、1号定員の設定分が、園の純増の定員となっている。 一覧右側の備考欄には、各計画の概要を示しているが、今回移行予定の計画は、一部で園庭の整備を行うものの、施設本体の改築整備等は伴わず、既存の保育所の施設をそのまま活用して認定こども園へ移行する、という内容になっている。 次に、保育所型認定こども園へ移行する保育所だが、移行する保育所は6園となっている。一部施設の備考欄に「屋外遊戯場は公園（代替園庭）」、「移行特例を適用」との記載がある。 まず、代替園庭については、保育所型認定こども園は自前の園庭が基準面積以上確保できない場合は近隣の公園を代替園庭として使用することが認められているため、該当するものに代替園庭と記載している。 また、移行特例については、中沼保育園が園舎及び園庭面積で移行特例を適用することとしている。この移行特例とは、認定こども園に関する札幌市の設備基準条例が施行される前から運営していた保育所や幼稚園が認定こども園に移行する場合、園舎及び園庭の面積について、認定こども園としての条例本則上の基準ではなく、従来からの保育所や幼稚園の基準を適用し、移行を可能とする特例制度である。中沼保育園はこの特例を適用し、今まで通りの保育所の設備や環境を使用して認定こども園へ移行することを認める形となっている。 最後に、幼稚園型認定こども園へ移行する幼稚園が1園となる。 今回移行予定の幼稚園型認定こども園については0～2歳児の3号定員の設定は無く、新たに2号定員の設定のみを行う形となっており、設定する定員は、1号定員を20人減らした上で、その分を2号定員に振り替えるものとなっている。 次に、審査結果一覧の説明をさせていただく。表の左側の項目で示しているのが認可・認定基準となる項目となっており、資料では、各施設において、その内容が基準を満たしているどうか、ということを示している。 設備基準の適合性については、札幌市において事前に確認しているため、各施設の特徴的な部分に絞って説明をさせていただく。 まず、1番目の「幌西そらいろ保育園」だが、今回の認定こども園移行に向けて、屋上に園庭を整備する予定となっている。整備予定の屋上園庭の面積を含めて本則基準以上の面積を確保できることになる。また、3番目の「西野そらいろ保育園」運営事業者と同一法人であり、市内で3園の保育所を運営している。 次に、2番目の「宮の森メープル保育園」について、保育室は1階と2階に設置し
---	---

ている。保育室を2階以上に設置する場合は、建物が耐火構造であることや、条例で定める避難設備や転落防止設備の設置が求められるが、通常使用する階段に加え、避難設備としての屋外階段及び転落防止設備を設置していることから、「適」と判断している。また、この法人は、市内に系列園として認定こども園を2園運営している。

次の「西野そらいろ認定こども園」について、今回の認定こども園移行に向けて、園庭の拡張を予定している。拡張分の園庭面積を含めて本則基準以上の面積を確保できることになる。なお、同園は木造1階建ての園舎であることから、耐火や避難設備設置等の基準は無い。

次に、保育所型認定こども園について説明する。1番の「エンジェル認定こども園」について、現在の利用定員は60人だが、認定こども園の移行を機に、2・3号の利用定員を15人増加させる計画になっている。なお園庭については、基準以上の自前の園庭が無いことから、近隣の「北37条リバーサイド公園」を代替園庭とする計画となっている。代替園庭については基準以上の面積があることのほか、園からの距離がおおむね300m以内であること等を条件としているが、これらの要件を満たしていることから、「適」と判断している。また、この法人は系列園として市内に小規模保育事業A型2園を運営している。

次に2番の「札幌みらいこども園」だが、園舎・園庭ともに基準以上の広さを確保しており、特段の問題は無い。法人は系列園として、函館市で認定こども園1園を運営している。

次に3・4・5番の「東苗穂保育園」・「本町保育園」・「中沼保育園」はすべて同一法人の運営であり、運営する保育所全てを認定こども園へ移行する計画となっている。

3番の「東苗穂保育園」は園舎、園庭ともに十分な広さを確保しており、特段の問題はない。避難設備として「待避上有効なバルコニー」を設置しているほか、屋内階段も2か所に設置している。

次に、4番の「本町保育園」だが、園庭について、園舎北側すぐにある「東栄公園」を代替園庭として設定している。また、避難設備として屋外階段を設置している。

5番の「中沼保育園」は先ほどの説明のとおり、園舎・園庭面積において移行特例を適用している。なお、1階建ての建物であるため、耐火や避難設備設置等の基準は無い。

6番の「東川下ポップ保育園」だが、こちらも園舎、園庭面積ともに必要な面積を満たしている。また、保育室を2階にも設置しているが、耐火建築物であり、2階には避難設備として屋外階段が設置されている。

次に、幼稚園型認定こども園の「茨戸メリー幼稚園」については、非常に大きな園舎、園庭を有しているため、設備基準として問題になる点は無い。また、食事の提供について、1号・2号ともに外部からの搬入を予定しており、1号については一部曜日でお弁当を持参していただく計画となっている。

以上、札幌市の審査では、幼保連携型・保育所型・幼稚園型認定こども園ともに、

これらの各項目について全て基準を満たしていると判断をし、総合評価として「適」と判断している。

また、資料として、各施設の周辺図と平面図、各施設の運営方針なども掲載している。個別の説明は省略するがご参考にしていただきたい。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○屋上園庭について、冬季は屋上の使用が難しいと考えるが、問題ないのか。

→北海道の場合、除雪の問題などがあり、屋上か地上かに関わらず、冬期間は屋外の園庭の使用には一定の制限が発生することは認識している。ただ、園庭の面積基準は国が定める認可基準のため、認可等に当たっては、気候による制限とは関係なく判断することとなる。

一方で子どもの遊べる場所を確保するために、認可施設の整備に当たっては、冬期間でも子どもが自由に遊べるスペースとして遊戯室等の設置を事業者にはお願いしているところ。

○平成30年の地震などを踏まえ、保育施設の設置場所について、地盤や周辺環境についての基準はあるのか。

→保育施設だけの特別な基準は無いため、通常の建築物としての基準が適用される。

上記の質疑の後、設置認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

【事務局説明】

○報告事項 開園時期の延期について

これまでの部会でご審議いただいた整備案件で開園時期の延期があったため、ご報告する。

令和2年3月に開催した令和元年度第3回の認可・確認部会でご承認いただいた案件で、「学校法人月寒キリスト教学園」による「認定こども園しののめ」の整備がある。これは、現行の幼稚園園舎を解体して、幼保連携型認定こども園の園舎を新築するもので、来年4月1日に開園する予定だったもの。

しかし、現園舎の解体前に行った検査で、外壁下地調整材にアスベストが含有されていることが確認された。その除去工事に工期を要するため、全体の工期を見直した結果、本年度内の完了が困難となり、開園時期を3か月延ばして令和3年7月1日へと予定を変更している。

なお、アスベストが見つかったのは外壁の下地で、表面仕上げ材に覆われているため、ばく露・飛散の危険性はない。また園児は工事現場から1キロ程度離れた仮園

3. 保育所 (設置者変更)の整備計画及び認可について	舎にいるため健康被害の恐れもないものである。 【事務局説明】 ○資料3「保育所(設置者変更)の整備計画及び認可」を用いて説明 審議いただく案件は、「社会福祉法人常德会」が運営する「白石興正保育園」について、新たに社会福祉法人を設立して、新設する社会福祉法人において、保育所の運営を引き継ぐものとなる。現在の運営法人から、この保育所の運営部門が分離独立するもので、施設の変更などは伴わないが、法令上、既存の社会福祉法人から分離独立する場合の設置者変更に関する規定がなく、新たに認可申請を行うことから、今回、部会にお諮りさせていただくものとなる。 新たに設立される法人は「社会福祉法人浄照会」、園名を「白石中央保育園」とする予定。設定する利用定員は160人となっており、これは現在の「白石興正保育園」の利用定員と同数である。 そのほか、「3用地の確保状況」及び「4計画施設の基本プラン」に記載しているが、土地、建物は現在の設置者である常德会から新たな運営法人に無償譲渡を受けることになり、譲渡契約も締結済となっている。また、社会福祉法人であり、経済的基礎要件の審査は必要ないが、当面の運営に必要な資金についても、常德会から譲渡を受けることになっている。 施設の運営に大きな変化は無く、在園児及び現在雇用されている職員も新たな保育所で引き継ぐことになっていることから、審査結果としてはすべて「適」となっており、設置者の変更については特段問題のないものと判断しているところ。 【意見・質問なし】 上記の説明の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。 【事務局説明】 ○資料4「事業所内保育事業の整備計画及び認可」を用いて説明 最後に事業所内保育事業の整備計画についてご説明する。 今回の審査案件は1件で、整備予定地は西区八軒2条西4丁目、設置申請者は「株式会社みらいレーベン」となっている。今回の施設は病院と同一敷地内で、病院に隣接した薬局が入居している建物の一部を保育所として利用するもの。敷地内の「坂泌尿器科病院」、薬局を経営する「シャンティメディカル株式会社」と共同利用契約を結ぶものとなっている。 利用定員については、事業所内保育事業は地域型保育事業のため、3号のみの定員となる。地域枠と従業員枠があるが、このうち事業計画に含まれる供給量は、地域枠の定員9名のみとなっている。 また、従業員枠も合わせた定員の合計は19名となっているため、利用定員19名
4. 事業所内保育事業の整備計画及び認可について	【事務局説明】 ○資料4「事業所内保育事業の整備計画及び認可」を用いて説明 最後に事業所内保育事業の整備計画についてご説明する。 今回の審査案件は1件で、整備予定地は西区八軒2条西4丁目、設置申請者は「株式会社みらいレーベン」となっている。今回の施設は病院と同一敷地内で、病院に隣接した薬局が入居している建物の一部を保育所として利用するもの。敷地内の「坂泌尿器科病院」、薬局を経営する「シャンティメディカル株式会社」と共同利用契約を結ぶものとなっている。 利用定員については、事業所内保育事業は地域型保育事業のため、3号のみの定員となる。地域枠と従業員枠があるが、このうち事業計画に含まれる供給量は、地域枠の定員9名のみとなっている。 また、従業員枠も合わせた定員の合計は19名となっているため、利用定員19名

	以内の事業所内保育事業として、小規模保育事業の認可の基準が適用されることとなる。 なお、本事業所については自主事業として既に建物の整備を終えており、今回、整備計画の承認を得られた場合、入所者の利用調整等を経た上で、可能な限り早期の開園を希望されているため、現状では令和3年2月の開園を予定している。 審査結果についてご説明する。認可を受ける事業者は「株式会社みらいレーベン」となっているが、先ほどもご説明したとおり「坂泌尿器科病院」と薬局運営会社の「シャンティメディカル株式会社」と共同利用する。事業者の適格性としては、認可に必要な資金要件を満たしていること等を確認している。 事業所の設備の特徴としては、屋外遊戯場は代替園庭ではなく、自前の園庭を用意している。そのほか、保育室等も基準を満たしており、特段の問題はない。 運営については、保育士は配置基準5人のところ、すでに6名を確保済みとなっている。これは既存施設にて雇用している保育士を開園時に人事異動によって配置することを予定しているもの。また、連携施設についても確保済みであり、総合評価として「適」と判断し、整備計画に特段問題がないことを確認している。 【主な委員意見・質問】 ○地域枠と従業員枠の定員設定についての決まりはあるのか。 →全体の定員数に応じた地域枠の定員設定とするように条例で定めているところ。今回のように全体の定員が16～20人の施設では5名以上の地域枠設定が必要になる。 上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。
--	--